

地域に安全でゆきとどいた医療・看護を確保するために医師・看護職員の大幅増員を求める意見書

少子高齢化が進行するもとの、医療や看護・介護，社会保障の充実は，地域に暮らすすべての住民にとって切実な願いとなっている。

しかし，在院日数の短縮や在宅医療・介護との連携強化が求められ，医療・看護や介護の内容が高度化する一方で，こうした現場に就労する医師や看護師数が不足していることから，昨今，医師や看護職員の過酷な勤務実態が問題となるとともに，地域間の医療格差や夜間・救急診療への不安など，社会的にも大きな関心が寄せられる事態となっている。広島県下においても，産科や小児夜間診療，救急医療に従事する医師の不足などにより，地域間での医療格差の拡大が懸念されている。また看護職員についても，広島県「第6次看護職員需給見通し」では，今から4年後においても，全国で2番目に低い充足率にとどまる見込みになっている。当面，医師や看護師の養成数を引き上げることとあわせて，勤務実態の改善を制度的にも進め，離職防止につなげることが必要である。

したがって，当議会は，国会並びに国において，医師・看護職員が不足する現状を抜本的に解消し，将来にわたり国民誰もが安全でゆきとどいた医療・看護，介護などを等しく受けられるよう，次の事項について確保対策の充実強化を講じていただけるよう要望する。

- 1 医療法における配置基準の改善や養成数の見直しなど，就労する医師・看護職員の大幅増員にむけた法制等の整備を図ること。
- 2 看護職員確保法の改正による月間夜勤日数の規制や，医師当直日数の規制など，医師・看護職員の就労条件の改善をもって，離職防止・医療提供体制の安定に資する法制等の整備を図ること。
- 3 患者・利用者のいのちと安全を守るためのこうした措置について，そのコストを最大限国が保障すること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。

平成19年12月7日

広島県海田町議会

衆議院議長 河野 洋平 殿

参議院議長 江田 五月 殿

内閣総理大臣 福田 康夫 殿

厚生労働大臣 舛添 要一 殿